

別表第四 建築物上の緑化基準(第六条関係)

| 区分 | | 面積 |
|---|--|------------|
| 敷地の区分 | 敷地の規模 | |
| ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物 | 五千平方メートル未満の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル未満) | 屋上の面積×0.3 |
| | 五千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上) | 屋上の面積×0.35 |
| イ ア以外の建築物 | 五千平方メートル未満の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル未満) | 屋上の面積×0.2 |
| | 五千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上) | 屋上の面積×0.25 |

備考

屋上とは建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいい、屋上の面積とは屋上のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積をいう。